

就業上の事故等に係るペナルティに関する規程の運用内規

公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センター ペナルティに関する規程の運用について、次のとおり定める。

(定義)

第1条 公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センター ペナルティに関する規程（以下「規程」という。）第2条の岡谷下諏訪広域シルバー人材センター就業規約（平成4年4月1日施行）、岡谷下諏訪広域シルバー人材センター安全基準（平成5年9月1日施行）等に定める各条項に違反する会員とは、次に掲げるものをいう。

(1)就業時間、仕事上のルールを守らない者

- ①遅刻及び無断で休む者
- ②規約等及び仕事の仕方等のルールを守らない者
- ③安全に対する意識の低い者
- ④共同作業における約束ごとを守らない者

(2)健康上等の理由から就業に支障があると判断される者

- ①健康上、就業に支障があると認められる者
- ②怠慢等、就業意欲のない者
- ③安全就業の観点から適性がないと認められる者

(3)発注先からの申し出による者

- ①就業状況等により発注先から苦情がある者
- ②就業状況等により発注先から就業の中止を求められた者

(4)発注先、住民等へ迷惑行為を行う者

- ①接客が悪い者
- ②暴言、嫌がらせ等を行う者

(5)就業場所の秩序を乱す者

- ①就業先でトラブルを起こす者
- ②他の会員を誹謗中傷する者
- ③就業場所で特定の政治活動、思想及び宗教の勧誘、物品の販売等を行う者

(6)その他

- ①就業上知り得た機密事項、受注者の不利益な情報等を漏洩させた者
- ②個人的に受注を行う等シルバー人材センター（以下「センターという。」の業務を阻害し、信用を失墜させた者
- ③その他就業不適格と認められる者

(負担金の額)

第2条 規程第5条に規定する負担金の額は、1万円とする。ただし、賠償額が1万円に満

たない場合は、その額とする。

2 センターが契約している賠償責任保険の対象にならない事故に係る賠償額は、当該会員の負担とする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。